

# 特殊詐欺等被害防止機器の 購入費を補助します

ご家庭の電話機には、金銭の振り込みなどを要求する詐欺や悪質な電話勧誘などの迷惑電話がかかってきます。

ほとんどの方が特殊詐欺や悪質商法の事を知っていますが、電話に出ることにより騙されてしまいます。

ダマされないために最も有効な対策は、**電話の相手と話をしないことです!**このような被害を未然に防ぐことに**効果的な特殊詐欺被害防止機器**の購入費を補助します。



## ○ 対象者

- ・ 市内に住所を有する **65 歳以上の人** (当該年度に65歳になる人も含みます)

## ○ 補助対象機器

電話による特殊詐欺被害を未然に防ぐことを目的に製造されたもので、次に該当する機器。**(購入日から6カ月以内に申請が必要です)**

- ・ 電話が鳴る前に通話内容を録音する旨を自動で相手に通知したうえで、通話内容を録音する機能を有し、固定電話機に取り付けることができる機器
- ・ 上記機能を有する固定電話機



【防犯機能】  
電話が鳴る前に相手に通話内容を録音することを通知します。  
※「この電話は、防犯(迷惑電話防止)のため録音されます。」



## ○ 補助金額

- ・ 本体購入価格(消費税及び地方消費税含む)の **2分の1** (100円未満の端数切り捨て)
- ・ 上限 **6千円**      ・ **1世帯1台限り**

お問合せ先 **伊勢市役所 危機管理課 防犯係**

〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7-29

TEL (0596) 21-5524      FAX (0596) 20-3151

# 補助金の申請について

伊勢市特殊詐欺等被害防止機器購入補助事業について、補助金の申請から補助金交付(振込)までは下記のとおりです。

## 1. 申請

※購入日から6カ月以内に申請が必要です。

下記の必要書類を揃えて、伊勢市役所危機管理課(東館3階)へ提出。

- ① 伊勢市特殊詐欺等被害防止機器購入補助金交付申請書兼請求書(原本)
- ② 同意書(原本)
- ③ 申請日の属する年度の末日において満65歳以上の人の住所、氏名及び生年月日分かる書類(コピー) ※免許証、マイナンバーカードなど
- ④ 領収証(コピー)  
※購入日、申請者氏名、品名、販売店名、本体価格が記載されているもの(領収印が必要です。)
- ⑤ 購入した特殊詐欺等被害防止機器の機能が記載されたカタログ又は取扱い説明書(コピー)

## 2. 交付決定

※対象条件に該当しない場合は、不交付となります。

市は提出された交付申請書兼請求書を受取り、内容を確認後不備がなければ「補助金等交付決定通知書」を申請者に郵送します。

※申請書を受取りしてから、交付決定通知書を送付するまでに時間がかかる場合があります。

## 3. 補助金交付(振込)

請求書に記載してある口座に、交付決定した金額を振り込みます。

### ※注意点

申請から補助金交付(振込)までは審査及び事務手続き等関係上、時間がかかりますのでご了承ください。